

# 事務局説明資料

(銀行業規制等について)

平成27年1月21日

# 銀行及び資金移動業者に係る規制について

	【銀行(銀行法)】	【資金移動業(資金決済法)】
為替取引の提供主体	銀行のみ(免許制)	資金移動業者(登録制)
上限金額	上限なし	少額の取引に限定(100万円以下)
預金の受入等	預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けが可能	預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けは不可
兼業規制	原則兼業禁止	兼業規制なし (公益に反する他業を除く)
財産的基礎等	最低資本金(20億円)、自己資本比率規制	業務の確実な遂行に必要な財産的基礎
預かった資金の保全	預金保険制度の対象	為替取引に関し利用者に対して負う債務の全額及び還付費用の保全(供託等) (最低限保全すべき額を設定(1000万円))
議決権・株主・委託先等に関する規制	議決権取得制限、株主規制、持株規制等 銀行代理業者に対する規制	議決権取得制限、株主規制、持株規制等なし 業務の委託に関する制限なし (業者から委託先への指導等が必要)
報告・監督体制	事業報告書 業務改善命令・役員等の解任・立入検査等	事業報告書・資産保全状況等の定期報告 業務改善命令、立入検査等
マネー・ローンダリング規制	犯罪収益移転防止法の適用あり	犯罪収益移転防止法の適用あり

# 銀行業規制等の考え方について

## 銀行業規制等の概要と近年の状況変化

- 銀行は、預金を受入れ、預金を活用した信用創造機能(融資等)や、同一行内での預金者等の間や銀行間の決済ネットワーク等を提供。こうした銀行の機能は経済システムの根幹を支えている。
  - これらの機能が適正に維持されるよう、銀行に対しては、免許制に基づく様々な規制(財務健全性に係る規制、業務範囲規制等)や預金保険制度及び中央銀行によるセーフティーネットが整備されている。
  - これに対して、資金移動業者は、銀行のみに認められていた為替取引について、少額のサービスに限り営むことができることとなったが、預金の受入れを行わないなど、従来の銀行の固有業務の一部を行うにすぎず、こうした事業内容等を踏まえ、登録制とした上で送金途上にある資金と同額の資産の保全等を義務付けることで、銀行に係る厳格な規制の代替としている<sup>(\*)</sup>。
- <sup>(\*)</sup> なお、例えば、資金移動業と貸金業をあわせて営む業者が登場するような場合に、別途の考慮が必要ないか等については、更なる検討が必要か。
- 近年、決済を起点としてノンバンクプレーヤーによる金融サービスの提供が拡大し、決済関連の業務を幅広く提供するようになってきている。具体的には、多様な決済手段・デバイスを提供するもの、銀行と利用者の間を取り次ぐ窓口機能を提供するもの、決済に関する情報処理を提供するものなどが登場している。
  - ノンバンクプレーヤーが登場し、決済関連の業務を幅広く展開することは、イノベーションを促進し、利用者利便の向上に貢献。IT分野の技術革新等の成果を取り込み、決済サービスの高度化を進めるとの要請にこたえていくためには、ノンバンクプレーヤーも含めた多様な主体の事業展開を促していくことは重要な課題。
  - 他方、ノンバンクプレーヤーの機能拡大が進む場合、例えば、ノンバンクプレーヤーの破綻やシステム停止等に伴うリスクが増大するおそれがある。このリスクを低減させるとともに、万が一、そうした破綻等が発生した場合においても、銀行の信用創造機能や決済ネットワークに大きな影響が生じることがないように手当てしておく必要。



## 銀行業規制等の考え方について(続き)

- さらに、ノンバンクプレーヤーによる決済関連の業務が拡大する一方で、銀行サイドにおいても、各行の創意工夫の下で、これらの業務を展開し、収益機会を拡大していく選択肢が与えられなければ、経済システムの根幹をなす決済ネットワークの維持・高度化が困難となる可能性。
- また、従来、銀行と銀行サービスの利用者との関係は、主に、両者が直接コンタクトして処理されてきた。他方、銀行と銀行サービス利用者の間に立って、両者を介在するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合、利用者保護をどのように図るかといった課題も存在。

### 銀行業規制等の考え方

- こうした中において、銀行業規制等のあり方を考えるにあたっては、以下の点を踏まえる必要があるのではないかと考えられる。
  - 銀行は、預金を活用して信用創造機能(融資等)を発揮するとともに、決済ネットワークを提供し、決済を巡る中核的な領域を担っている。銀行内及び銀行間において、各プレーヤー間の決済の完了(いわゆるファイナリティの付与)を円滑かつ安定的に行うことは、経済システムの維持にとって極めて重要。
  - ノンバンクプレーヤーが担うことが認められる領域については、
    - ・ 利用者利便やイノベーションの促進等を図る観点から、参入を徒らに阻害するような規制は排除する必要。
    - ・ 他方、利用者保護、信用創造・決済ネットワーク維持等の観点から、リスクの高い業務には、当該リスクに応じた適切なルールが必要。また、ノンバンクプレーヤーによるサービスの提供が途絶した場合であっても、経済システムに大きな影響が生じないようにしておく必要。
    - ・ 銀行サイドにおいても、必要に応じてノンバンクプレーヤーとの連携等を図りつつ、各行の創意工夫に基づき、決済関連業務を戦略的に展開していくことを可能とするような業務範囲規制など制度のあり方を考える必要。
- なお、検討にあたっては、金融業務が国際的な広がりを持つ中、諸外国の制度や実態等も重要な観点となるのではないかと考えられる。